

令和4年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

- (1) 日 時：令和4年6月17日（金）午後1時00分～午後2時06分
- (2) 場 所：熊毛支庁第1会議室（西之表市）
屋久島漁業協同組合本所 組合長室
- (3) 出席者：別紙のとおり

2 議事内容及び結果

- (1) まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。
- (3) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）
→ 原案のとおりとすることに決定。
- (4) くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）
→ 報告事項について了承した。

令和4年度 第1回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和4年6月17日（金）午後1時00分～

1 委員

| 氏名 | 区分 | 出欠 |
|--------|-----------|----|
| 伊東 恭三郎 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 奥村 洋海 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 川東 守昭 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 川南 進 | 漁業者・漁業従事者 | 欠席 |
| 甲山 博明 | 漁業者・漁業従事者 | 欠席 |
| 森田 忠寛 | 漁業者・漁業従事者 | 出席 |
| 久賀 みず保 | 学識経験者 | 出席 |
| 久米 元 | 学識経験者 | 出席 |
| 稲盛 重弘 | 中立 | 出席 |
| 八板 俊輔 | 中立 | 欠席 |

出席 7

欠席 3

2 事務局

| 職名 | 氏名 |
|---------------|--------|
| 事務局長（林務水産課長） | 久保 菌 隆 |
| 次長（技術主幹兼水産係長） | 山本 伸一 |
| 書記（水産係 水産技師） | 櫻井 正輝 |

令和4年6月17日午後1時00分開会

【開会】

○久保菌事務局長

それでは、定刻になりましたので、令和4年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、2会場に分かれたWEB会議で開催いたします。また、鹿児島市在住委員は会議室は設けず、Web会議システムによる出席といたします。御不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

会議の進行方法について、昨年度と同様でございます。

ご発言の際は、順番に1人ずつ行っていただき、普段よりも大きな声で、ゆっくりとご発言くださるようお願いいたします。

会議中、音声が聞こえづらいなどございましたら、お近くの職員までお声かけください。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会を進めさせていただきますが、本日は、委員10人中7人の出席をいただいております。熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

また、本日は、県水産振興課の漁業監理係 加治屋技術専門員にご出席をいただいております。

後ほど、関係議題についての説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております「まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」、「まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(協議)」、「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について(協議)」、「くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(報告)」の合計4件としております。

本日、甲山会長は所用のため、欠席となっております。

そのため、本日の座長は会長職務代理者第1位である伊東委員にお願いしたいと思います。

○伊東委員

本日、会長が欠席のため、座長を務めさせていただきます。議事の円滑な進行に御協力をお願いいたします。

なお、発言は挙手の上、了承を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員一同

異議無し。

○伊東委員

それでは、今回は稲盛委員と奥村委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

○稲盛委員，奥村委員

はい。

○伊東委員

それでは、議事に入ります。

議題1「まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」という諮問事項を議題とします。

水産振興課から説明をお願いします。

○加治屋技術専門員

水産振興課漁業監理係の加治屋です。よろしくお願いたします。

資料は右肩に資料1と書かれているものでございます。

7月から管理が始まるサバのTACについてお諮りするものです。諮問文を読み上げます。

水振第236号，令和4年6月17日，熊毛海区漁業調整委員会会長様，鹿児島県知事，まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)，このことについて，別案のとおり知事管理漁獲可能量を設定したいので，漁業法第16条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

ページをめくってください。1.本県に配分された漁獲可能量について，TACについては国から配分されますが，令和4管理年度は7,700トンという数字を示されております。

2.知事管理漁獲可能量の配分方法について，県の管理区分は2つございます。

1つが鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業，もう1つが，鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業になります。

配分の方法としましては，概ね9割を当該管理年度の前々年度までの3年間の漁獲実績の平均値の比率に応じて，それぞれの知事管理区分に按分し，残りの概ね1割を本県の留保枠とするということでございます。

下の表に平成30年から令和2年度までの漁獲実績をお示しております。漁獲実績の横にありますのが，3カ年間の平均，その右横にありますのが，比率化したものでございます。

鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業につきましては92.3%，その他の漁業につきましては7.7%の配分となるということでございます。

続きまして3.知事管理漁獲可能量の設定案です。留保枠を引いた数字が6,930トンとなりますが，6,930トンにそれぞれの比率をかけたものが，漁獲可能量になります。鹿児島県

まき網まさば及びごまさば漁業が6,400トン、その他の漁業につきましては、現行水準ということで、こちらについては数量で管理せず、漁船の隻数で管理していますので、現行水準という記載となっております。

県留保枠は7,700トンの1割ということで770トンとなっております。今後の手続きとしましては、この数量を公表することとなっておりますので、県の公報により告示する予定としております。説明は以上になります。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○稲盛委員

はい。

○伊東委員

稲盛委員どうぞ。

○稲盛委員

割り当てが7,700トンということですが、直近の漁獲実績の平均値は12,891トンということで、割り当てが漁獲実績の6割程度となっておりますが、これについて見通しを教えてください。

○加治屋技術専門員

令和3年度に配分された数量は10,600トンでしたが、令和4年度に配分された数量はかなり少なくなっているところです。これは資源評価により、鹿児島県で漁獲した数量が資源に対して芳しくないという結果がでたことからこの数字となったところです。

ただ、国の方も25,800トンという留保枠をもっていて、鹿児島県の漁獲枠が足りなくなった際は、国から追加配分がくるということになっています。

TACが不足するという事態がないよう、県の方も円滑に手続きを進めたいと考えています。

○伊東委員

稲盛委員よろしいでしょうか。

○稲盛委員

はい。

○伊東委員

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

○伊東委員

議題1「まさば及びごまさばに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可

能量の設定について(諮問)」は、原案のとおり定めることを適当として、答申してよろしいですか。

○委員一同
異議無し。

○伊東委員
では、そのように答申することに決定します。

○伊東委員
議題2は、「まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について(協議)」です。
これは、協議事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○加治屋技術専門員
はい。水産振興課の加治屋です。資料は右肩に資料2と書かれているものでございます。まあじについては、今年の1月1日から令和4管理年度の管理が始まっております。まず、現在の漁獲状況をご説明いたします。1ページをご覧ください。
まあじは2つの管理区分がありまして、鹿児島県まき網まあじ漁業の漁獲可能量が1,600トンとなっております。4月末現在の漁獲量が1,101トンとなっております。TACに対する消化率が68.8%ということになっております。

鹿児島県その他のまあじ漁業については現行水準という記載となっておりますが、サバと同じく、漁船の隻数で管理するということになっております。

目安の数量としまして1,190トンという数量になっておりまして、こちらの漁獲の実績が361トン、消化率にして、30.4%になります。

また、県の留保枠として1割留保させていただいておりますので、県の留保枠が310トンとなっております。県全体のTAC3,100トンに対しまして、4月末時点で、漁獲量が1,462トン、47.2%の消化率となっております。

また、懸案事項がございまして、令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の各管理区分への配分は、過去3カ年の漁獲実績に基づいております。下の表はその時に配分した漁獲実績、漁獲量を平均化したものになります。令和4年の配分比率については、まき網が56%、その他の漁業につきましましては、44%という配分比率で配分しています。

鹿児島県まき網まあじ漁業への配分比率は、令和元年度の漁獲量が極めて低調であったこと、令和2年度についても、漁獲量が大きくは回復しなかったことから、令和4管理年度の配分は56%に留まったというところがございます。

一方、令和4年度のまき網漁業については、1月に入ってから非常に好調でして、4月末現在の漁獲量が先ほど申し上げましたとおり、1,101トンとなっております。

ただ、県全体の消化率では、47.2%とあまり消化できていないことから、現在の消化率では国に追加の配分をお願いすることは難しい状況でございます。

国から追加配分がされるには、①県全体の漁獲量がある程度積み上がった段階で水産政

策審議会に追加配分を諮問し、配分を受けるルール②県全体の消化率が75%になった時点で水産庁が審議会に認められたルールに基づき、追加配分をするという2つのルールがございます。

県全体ではまだ75%に及ばないということで、追加配分を受けることは出来ませんが、まき網漁業の操業に支障を来すことがないように、漁獲可能量を増やす必要があります。

また、今後も県全体の漁獲可能量の消化を円滑に進め、本県漁業に支障を来すことなく国の留保枠から追加配分を受けられるよう各管理区分の漁獲可能量を調整していく必要があります。

次のページをご覧ください。漁獲可能量の運用の案をお示ししています。

こちらの案ですが、まき網漁業の消化率が75%を超えた時点で、以下のとおり運用することとさせていただきたいというものです。

1つ目が、県の留保枠からまき網漁業に対して全量を追加配分するということ、2つ目が、これらの措置を行った上で、なお、まき網漁業に漁獲可能量に不足が見込まれる場合であって、鹿児島県その他のまあじ漁業に係る関係者の合意が得られた場合には、同管理区分からまき網漁業に対して漁獲可能量を融通するというものでございます。

融通案としましては、その他の漁業の目安数量から同管理区分の平成30年から令和2年までの平均漁獲量である967トン差し引いた数量（200トン程度）を融通させていただきたいということでございます。

まき網漁業以外の漁業を営まれている方の同意が得られたらというのが前提条件ですけれども、そういう形で運用させていただきたいと考えております。

参考としまして、平成25年度から令和2年度までの管理区分ごとの漁獲実績をまとめたものを記載しております。

今後は、各管理区分で融通しあいながら、県全体の消化率をあげていきたいと考えております。説明は以上になります。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

議題2の「まあじに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（協議）」は、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

○伊東委員

議題3は、「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）」です。

これは、協議事項です。事務局から説明をお願いします。

○櫻井書記

それでは、議題3の「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）」ご説明いたします。

はい。それでは、事務局の方から説明させていただきます。

資料は右肩に資料3と書かれているものでございます。1ページをご覧ください。

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務局長より当委員会事務局長に対し、令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における提出議題案についてという依頼文がきております。内容としましては提出議題について協議の上、回答してくださいというものでございます。

今回は、2 要望事項等について（1）要望事項事務局案ということで国への要望事項として、例年どおり、連合海区事務局で作成した案をお示ししてあります。

詳しくは、ページをめくっていただいて3ページをご覧ください。

提案議題1について、「大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し拡大等について」でございます。内容については、沿岸漁業の振興と資源の涵養（かんよう）のために、1 鹿児島・熊毛及び奄美海域における大中型まき網漁業及び熊毛海域における沖合底びき網漁業の操業禁止区域見直し・拡大を図ること、

2 違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするということ内容でございます。

また、めくっていただき4ページ目をごらんください。

提案議題2でございます。「日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について」でございます。内容については、例年通りのものであります。

外国漁船の操業条件を遵守させること、当県周辺海域には、中国漁船の操業水域を設定しないこと、監視取締体制の強化を図ること、日本漁船の安全な操業を確保することを明記しています。

めくっていただき5ページ目をごらんください。

提案議題3「太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について」でございます。今回の事務局案は、我が国の漁獲枠が早期に拡大されるよう関係各国への働き掛けを行うとともに、国内の漁獲枠配分にあたっては、沿岸漁業の操業特性に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。クロマグロの再放流技術の早急な確立と技術導入等への支援制度の拡充など、経営安定対策のさらなる充実を図ることを要望する内容となっております。

事務局からの説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

議題3の「全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への提出議題について（協議）」は、原案のとおりとし、この件は終了いたします。

○伊東委員

議題4は、「くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）」です。

これは、報告事項です。水産振興課から説明をお願いします。

○加治屋技術専門員

資料は右肩に資料4と書かれているものでございます。4月からくろまぐろの資源管理が始まっていますが、動きがございましたので、ご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。まずは概要を説明させていただきます。

まず、1つ目に、国から知事管理漁獲可能量の追加配分があったことから、漁獲可能量の変更がありました。

2つ目に「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」について、漁獲実績が積みあがったことから、県の留保枠から配分する措置を行ったことにより、漁獲可能量の変更がありました。

3つ目に、「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の管理区分について、今後しばらくは漁獲可能量の国からの追加配分や他都道府県からの融通が見込めないことから、同管理区分を採捕停止ということにしております。

順を追って、それぞれご説明させていただきます。

まず、①国からの追加配分について、小型魚（30kg未満）の配分の方法については、鹿児島県資源管理方針の別紙に定められております。

②配分比率について、定置漁業、その他の漁業という管理区分に分けられており、これは72:28で配分するというようになっております。

③国からの追加配分量と各管理区分への配分について、国からの追加配分は2.2トンでした。これに先ほどの比率をかけまして、定置漁業に1.6トン、その他の漁業に0.6トン配分いたしました。変更後の数量につきましては、下の表に記載してありますが、上半期、下半期に分かれておりまして、鹿児島県定置漁業の上半期については、変更前が4.6トン、変更後が6.2トン、その他の漁業の上半期につきましては、変更前が0.9トン、変更後は1.5トンになります。

表の下に書いてありますが、上半期の未利用分については、下半期に繰り越すということになってございます。

ページをめくってください。大型魚の配分についてご説明いたします。

配分の根拠については、先ほどと同様でございます。当初配分比率ですが、定置漁業とその他の漁業で55:45という比率で配分しております。国からの追加配分は1.2トンでしたので、先ほどの比率をかけまして、定置漁業については、0.7トン、その他の漁業については、0.5トンの追加配分ということになります。

変更後の数量につきましては、大型魚については、上半期、下半期という分け方はせず、通年となっておりますので、鹿児島県定置漁業については、変更前が4.4トン、変更後が5.

1トン、その他の漁業につきましては、変更前が3.6トン、変更後が4.1トンとなっております。

3の県留保枠の配分についてですが、こちらの配分は鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業のみでございます。（1）「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の漁獲状況ですが、4/25時点で、4,794kgという漁獲がございました。

（2）県留保枠配分の考え方ですが、「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の管理区分は、変更後の数量でも0.7トン不足する状況にあることから、0.7トンを県留保枠からこちらの管理区分に配分を行っております。

（3）県留保枠配分後の数量ですが、鹿児島県定置漁業については変更なし、鹿児島県その他のくろまぐろ漁業については、変更前が4.1トン、変更後が4.8トンとなっております。

県の留保枠につきましては、変更前が0.9トン、変更後が0.2トンとなっております。

4「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」管理区分の採捕停止ですが、「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の管理区分について、今後しばらくは漁獲可能量の国からの追加配分や他都道府県からの融通が見込めないことから、こちらの管理区分を採捕停止としました。こちらにつきましては、令和4年5月13日付で県公報において告示しました。説明は以上になります。

○伊東委員

ただいまの水産振興課からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは、ご意見もないようですので、この件は終了いたします。

○伊東委員

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様から何かありますか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

全体を通して、御意見・御質問はありませんか？

○委員一同

なし。

○伊東委員

その他として事務局から何かありますか？

○櫻井書記

1件ございます。鹿児島県連合会区漁業調整委員会が7月14日（木），県庁にて開催されます。先日，連合会区漁業調整委員会事務局より，連合海区漁業調整委員会にて協議したい事項がありましたら，報告していただくよう，依頼があったところです。

そこで，皆様にお伺いしますが，協議する事項等について何かございませんでしょうか。

○伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対して，ご質問やご意見等はございませんか。

○委員一同

なし。

○伊東委員

それでは，特にないようですので，この件は終了します。

○櫻井書記

ありがとうございました。事務局からは以上です。

○伊東委員

それでは，他に無いようですので，議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして，令和4年度第1回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

皆様，お疲れ様でした。

令和4年6月17日午後2時06分閉会